

## 神奈川県食の安全・安心推進会議設置要綱 新旧対照表

新(案)				旧			
第1条～第8条 (略)				第1条～第8条 (略)			
別表1 (第3条関係)				別表1 (第3条関係)			
座長	健康医療局担当の副知事			座長	健康医療局担当の副知事		
副座長	環境農政局長、健康医療局長			副座長	環境農政局長、健康医療局長		
委員	くらし安全防災局長、福祉子どもみらい局長、産業労働局長、教育局長			委員	くらし安全防災局長、福祉子どもみらい局長、産業労働局長、 <u>企業局長</u> 、教育局長		
別表2 (第5条関係)				別表2 (第5条関係)			
幹事長	生活衛生課長			幹事長	生活衛生課長		
副幹事長	農業振興課長			副幹事長	農業振興課長		
幹事	くらし安全 防災局	防災部	危機管理対策課長	くらし安全 防災局	防災部	危機管理対策課長	
		くらし安全部	消費生活課長		くらし安全部	消費生活課長	
	福祉子ども みらい局	子どもみらい部	私学振興課長	福祉子ども みらい局	子どもみらい部	私学振興課長	
		環境農政局	緑政部		森林再生課長	環境農政局	緑政部
		農政部	農政課長、畜産課長、水産課長		農政部		農政課長、畜産課長、水産課長
	健康医療局	保健医療部	健康危機管理課長、健康増進課長	健康医療局	保健医療部	健康危機管理課長、健康増進課長	
	産業労働局	中小企業部	商業流通課長	産業労働局	中小企業部	商業流通課長	
	教育局	指導部	保健体育課長	<u>企業局</u>	<u>水道部</u>	<u>浄水課長</u>	
			教育局	指導部	保健体育課長		

リスクコミュニケーション作業部会設置要領 新旧対照表

新(案)	旧
<p>第1条～第5条 (略)</p> <p>附則 この要領は、平成16年1月23日から施行する。</p> <p>附則 この要領は、平成16年5月10日から施行する。</p> <p>附則 この要領は、平成16年9月3日から施行する。</p> <p>附則 この要領は、平成17年5月6日から施行する。</p> <p>附則 この要領は、平成18年4月17日から施行する。</p> <p>附則 この要領は、平成19年4月1日から施行する。</p> <p>附則 この要領は、平成20年4月1日から施行する。</p> <p>附則 この要領は、平成20年4月17日から施行する。</p> <p>附則 この要領は、平成22年4月1日から施行する。</p> <p>附則 この要領は、平成24年4月1日から施行する。</p> <p>附則 この要領は、平成25年4月1日から施行する。</p> <p>附則 この要領は、平成26年4月1日から施行する。</p> <p>附則 この要領は、平成27年6月1日から施行する。</p>	<p>第1条～第5条 (略)</p> <p>附則 この要領は、平成16年1月23日から施行する。</p> <p>附則 この要領は、平成16年5月10日から施行する。</p> <p>附則 この要領は、平成16年9月3日から施行する。</p> <p>附則 この要領は、平成17年5月6日から施行する。</p> <p>附則 この要領は、平成18年4月17日から施行する。</p> <p>附則 この要領は、平成19年4月1日から施行する。</p> <p>附則 この要領は、平成20年4月1日から施行する。</p> <p>附則 この要領は、平成20年4月17日から施行する。</p> <p>附則 この要領は、平成22年4月1日から施行する。</p> <p>附則 この要領は、平成24年4月1日から施行する。</p> <p>附則 この要領は、平成25年4月1日から施行する。</p> <p>附則 この要領は、平成26年4月1日から施行する。</p> <p>附則 この要領は、平成27年6月1日から施行する。</p>

新(案)			旧		
<p>附則 この要領は、平成28年4月1日から施行する。</p> <p>附則 この要領は、平成30年4月1日から施行する。</p> <p>附則 <u>この要領は、平成31年4月1日から施行する。</u></p>			<p>附則 この要領は、平成28年4月1日から施行する。</p> <p>附則 この要領は、平成30年4月1日から施行する。</p>		
別表 (第3条関係)			別表 (第3条関係)		
くらし安全防災局	防災部	危機管理対策課	くらし安全防災局	防災部	危機管理対策課
	くらし安全部	○消費生活課		くらし安全部	○消費生活課
福祉子どもみらい局	子どもみらい部	私学振興課	福祉子どもみらい局	子どもみらい部	私学振興課
環境農政局	緑政部	森林再生課	環境農政局	緑政部	森林再生課
	農政部	農政課		農政部	農政課
		農業振興課			農業振興課
		畜産課			畜産課
	水産課		水産課		
健康医療局	保健医療部	健康危機管理課	健康医療局	保健医療部	健康危機管理課
		健康増進課			健康増進課
	生活衛生部	◎生活衛生課		生活衛生部	◎生活衛生課
		薬務課			薬務課
産業労働局	中小企業部	商業流通課	産業労働局	中小企業部	商業流通課
教育局	指導部	保健体育課	<u>企業局</u>	<u>水道部</u>	<u>浄水課</u>
			教育局	指導部	保健体育課
◎：作業部会長、○：副作業部会長			◎：作業部会長、○：副作業部会長		

食品の放射能作業部会設置要領 新旧対照表

新(案)	旧																									
<p>第1条～第5条 (略)</p> <p>附則 この要領は、平成23年3月29日から施行する。</p> <p>附則 この要領は、平成24年4月1日から施行する。</p> <p>附則 この要領は、平成24年4月1日から施行する。</p> <p>附則 この要領は、平成30年4月1日から施行する。</p> <p><u>附則</u> <u>この要領は、平成31年4月1日から施行する。</u></p> <p>別表(第3条関係)</p> <table border="1" data-bbox="232 884 1016 1038"> <tr> <td rowspan="2">環境農政局</td> <td>緑政部</td> <td>森林再生課</td> </tr> <tr> <td>農政部</td> <td>農業振興課、畜産課、水産課</td> </tr> <tr> <td>健康医療局</td> <td>生活衛生部</td> <td>◎生活衛生課</td> </tr> <tr> <td>教育局</td> <td>指導部</td> <td>保健体育課</td> </tr> </table> <p>◎：作業部会長</p>	環境農政局	緑政部	森林再生課	農政部	農業振興課、畜産課、水産課	健康医療局	生活衛生部	◎生活衛生課	教育局	指導部	保健体育課	<p>第1条～第5条 (略)</p> <p>附則 この要領は、平成23年3月29日から施行する。</p> <p>附則 この要領は、平成24年4月1日から施行する。</p> <p>附則 この要領は、平成24年4月1日から施行する。</p> <p>附則 この要領は、平成30年4月1日から施行する。</p> <p>別表(第3条関係)</p> <table border="1" data-bbox="1211 884 1995 1075"> <tr> <td rowspan="2">環境農政局</td> <td>緑政部</td> <td>森林再生課</td> </tr> <tr> <td>農政部</td> <td>農業振興課、畜産課、水産課</td> </tr> <tr> <td>健康医療局</td> <td>生活衛生部</td> <td>◎生活衛生課</td> </tr> <tr> <td><u>企業局</u></td> <td><u>水道部</u></td> <td><u>浄水課</u></td> </tr> <tr> <td>教育局</td> <td>指導部</td> <td>保健体育課</td> </tr> </table> <p>◎：作業部会長</p>	環境農政局	緑政部	森林再生課	農政部	農業振興課、畜産課、水産課	健康医療局	生活衛生部	◎生活衛生課	<u>企業局</u>	<u>水道部</u>	<u>浄水課</u>	教育局	指導部	保健体育課
環境農政局		緑政部	森林再生課																							
	農政部	農業振興課、畜産課、水産課																								
健康医療局	生活衛生部	◎生活衛生課																								
教育局	指導部	保健体育課																								
環境農政局	緑政部	森林再生課																								
	農政部	農業振興課、畜産課、水産課																								
健康医療局	生活衛生部	◎生活衛生課																								
<u>企業局</u>	<u>水道部</u>	<u>浄水課</u>																								
教育局	指導部	保健体育課																								